

都道府県・指定都市からの御意見等について

No.	頁・行等	御意見	回答
1	4頁上から2行目	「NPO法人会計基準」及び研究会報告書を基に作成される手引きの使用を強制するものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおり。 ただし、「NPO法人会計基準」は、現段階において特活法人の望ましい会計基準であると考えため、研究会報告書を基に作成される手引きと併せ、広く活用されるよう推奨していただきたい。
2	4頁上から2行目	「NPO法人会計基準」はどのように位置付けられるのか。	「NPO法人会計基準」は、公益法人における会計基準のように、一般に公正妥当な会計基準とまでは位置付けられていないが、現段階において特活法人の望ましい会計基準であると考えため、研究会報告書を基に作成される手引きと併せ、広く活用されるよう推奨していただきたい。
3	5頁上から27行目	計算書類の別業表示について、従来どおりの収支計算書で処理している法人でも、原則、その他の事業の別業表示を求めないということよろしいか。	その他の事業を行っている法人に対して、これまでは収支計算書のほか、貸借対照表、財産目録においても別業表示を求めていた自治体が多いかと思われるが、国会審議においてもフローの方で分かれば足りるとしているため、収支計算書のみ別業とすることで足りるとしていただいて構わないと考える。
4	7頁上から5行目	ボランティア等の役務の提供について、活動計算書に計上することにより、貸借対照表上の正味財産に影響を及ぼさないか。	ボランティア等の役務の提供があり、これを金額換算し活動計算書に計上する場合には、収益と費用に両建てすることから、基本的には正味財産に影響を及ぼすことはないと考えられる。
5	7頁上から5行目及び10頁上から22行目	ボランティア等の役務の提供について、活動予算書に計上することも可能か。	可能である。表示の方法については、対の書類である活動計算書と同様の整理とする。

No.	頁・行等	御意見	回答
6	11頁上から23行目	活動計算書において、会計基準の研究会上は、正会員の会費は会費で、賛助会員の会費は寄附金で、利用会員の会費は事業費で経理区分した方がよいという説明があったが、そこはどうか。	会費は会費なので、科目例の中にも示したが、会費として計上いただければと思う。ただし、サービス利用会員の会費については、当該サービスの利用の対価と考えられるため、事業収益に計上する。
7	12頁上から19行目	活動計算書に出てくる収入というのは、認定の申請書の中の収入と同じ考え方で計上するという事によいのか。活動計算書はあくまで発生主義ベースのもので、企業で言うところのP/Lの考え方で計上するが、認定申請の時は現金主義でということなのか、この2つは一致させてという考え方なのかどうか。報告書の12ページに、計算書類と認定申請の書類は整合的であることが望ましいが差異が生じるという記述があるが、考え方を別にしてよいか、そこはどちらなのか。	報告書のベースとしている「NPO法人会計基準」においては、発生主義の会計を原則としているが、寄附金については、受け取った時点で収益計上するとしており、現金主義を許容しているという考え方である。例えば、10億円を受け取って5年間で2億円ずつ使う場合、厳密に発生主義を適用すると2億円ずつということになるが、実際にこの処理を求めるのは難しいと考えられることから、現金主義の処理の仕方では差し支えないものとしている。現在の認定基準の計算においては、現金主義の考えに基づいているため、差異は生じていない。
8	12頁下から3行目	減価償却費の過年度一括処理について、税法上の収益事業に当たる場合、税務署に申告する場合もこのように一括で損益計上できるのか、あるいは税法上の計算は別に考えるのか。	税法上、遡及処理はできないので、税法上と会計処理上は分けて考えていただきたい。
9	その他(認定基準関係)	ボランティアは費用・収益に計上できるという記載があるが、認定特活法人のPST基準の相対値基準の経常収入にそのまま反映されて分母になるのかどうか。分母になるのであれば、ボランティア収益が分母に膨らむ分パーセンテージが少なくなって、特活法人に不利になるのではないか。	ボランティアを計上することにより、PST基準の計算においては確かに分母は大きくなり得るが、総事業費に占める特活事業の割合が8割以上等ほかの認定基準もあるため、得になるか損になるかは一概に言えない。「NPO法人会計基準」では、ボランティアに支えられて事業をやっている法人において、ボランティアという理由だけで、常にゼロとカウントすると、法人の真の事業規模が分からないという議論があったことから、計上可能としたと承知している。また、活動計算書には計上せずに、その活動規模を事業報告書やホームページ等で表示するという方法によることは、従前どおりの方法として想定されるものである。
10	その他(認定基準関係)	10億円受けたら10億円単年度で収入としなければならないという説明があったが、要件上70%を使い切らなければいけないという規定がある。相手方が5年間で2億ずつ使ってくださいという申し出があったとしても、現金として一旦10億円受けていれば、10億円で計算しなければいけないのか。	領収書が10億円なのであれば10億円で判断するしか仕方ない。8億円は別途銀行口座に収められていて、その日付の領収書が2億円であれば、2億円という処理は可能である。